

幕保健第 1957 号
令和 2 年 6 月 2 日

指定居宅介護支援事業所管理者 各位

幕別町住民福祉部保健課長

居宅介護支援費等の請求に係る臨時的な取扱いについて（通知）

日ごろから本町の介護保険行政の推進にあたり、ご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止にご尽力いただき感謝申し上げます。

今般、令和 2 年 5 月 25 日付、厚生労働省老健局より「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第 11 報）」が発出され、問 5 において、新型コロナウイルス感染症の影響により当初ケアプランで予定されていたサービス利用がなくなった場合であっても居宅介護支援費の請求が可能とされました。

つきましては、当該取扱いによる居宅介護支援費の請求について、下記のとおりご対応いただきますようお願いいたします。

なお本通知については、介護予防支援費及び介護予防ケアマネジメント費についても同様の取扱いとなります。

記

1 請求可能なケース

サービス事業所が感染拡大防止のため自主休業した場合や、利用者が感染への不安からサービス利用を控えた場合など、新型コロナウイルス感染症の影響によるものに限り、実際にサービス提供が行われなかった場合に請求することができます。具体的には、モニタリングを行い、ケアプランを作成し、利用者の同意を経て利用予定表を利用者及び事業所に渡し、「あとはサービスを利用するだけ」という状態で、直前または当日に利用をやめた場合、請求が可能です。モニタリング時に利用者から利用しない旨を伝えられた場合等は請求することはできませんのでご注意ください。

2 ケアプラン等への記録について

当該取扱いにて請求する場合は、請求理由を適切に説明できるよう、ケアプランの支援経過等に、新型コロナウイルス感染症の影響によりサービス利用がなくなった旨の経緯や理由を記載してください。また、モニタリング等により確認した、今後のサービス利用についての意向や、サービスを利用しなかったことによる身体状況の変化など利用者への影響についても記録してください。

なお、モニタリング等による記録については、感染拡大防止の観点から、文書または電話、メール等により実施したもので差し支えありません。

3 当該取扱いの適用開始時期

当該取扱いによる請求は、令和2年5月サービス提供分から可能となります。

4 国民健康保険団体連合会への請求について

当該取扱いによって居宅介護支援費を請求する場合、給付管理票の「給付計画単位数」の欄に、当初ケアプランに予定されていた単位数を記載し、国民健康保険団体連合会へ請求してください。

なお、具体的な請求にあたって、個別に各請求ソフト等による支障がある場合については、個別に各請求ソフト作成者に相談してください。

また、当該取扱いによって介護予防支援費及び介護予防ケアマネジメント費を請求する場合、ご不明な点等がございましたら、幕別町地域包括支援センターに相談してください。

幕別町住民福祉部保健課介護保険係
電話 0155-54-3812
FAX 0155-54-3839